

堺市・美原町合併協議会規約に関する確認書

堺市長及び美原町長は、堺市・美原町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条第1項第1号及び第15条第1項に規定する内容について、次のとおり確認書を締結する。

（委員となる助役）

第1条 規約第7条第1項第1号の規定により両市町の長がそれぞれ指名する助役は、次のとおりとする。

堺市 内原 達夫

美原町 野田 博

（監査委員）

第2条 規約第15条第1項の規定により両市町の長がそれぞれ定める監査委員は、次のとおりとする。

堺市 曾我部 篤爾

美原町 桐山 克己

（疑義等の決定）

第3条 この確認書に関し疑義が生じたとき、又は特段の取扱いを必要とするときは、両市町の長が協議の上、決定するものとする。

（確認書の失効）

第4条 この確認書は、堺市・美原町合併協議会が解散したときにその効力を失うものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、両市町の長が記名押印の上、それぞれ1通保管する。

平成15年4月18日

大阪府堺市南瓦町3番1号

堺市

堺市長 木原 敬介

大阪府南河内郡美原町黒山167番地の1

美原町

美原町長 高岡 寛